

# 倫理の保持のためのルール

● 自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程は、**倫理の保持のためのルール**を以下のとおり定めている。

## 倫理の保持

### I 行動規準

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たる。
- 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いない。
- 権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしない。
- 職務の遂行に当たっては、身をもって責務の完遂に努め、国民の負託にこたえることを期する。
- 勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動する。

### II 行動のルール

- 利害関係者からの贈与等に関する規制等
- 利害関係者以外の者等との間における規制
- 特定の書籍等の監修料等に関する規制
- 倫理の保持を阻害する行為等の禁止
- 飲食の届け出
- 講演等・出版物への寄稿等に関する規制

### III 報告のルール

- 贈与等報告書  
部員級以上の隊員は、事業者等から5千円を超える贈与等を受けたとき、四半期毎に提出
- 株取引等報告書  
審議官級以上の隊員は、前年に行った株取引等について提出。
- 所得等報告書  
本省審議官級以上の隊員は、前年分の所得について提出。